

○東京藝術大学芸術研究院規則

〔平成27年3月26日〕
制 定

改正 平成28年3月24日 令和4年9月15日
令和5年6月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第8条の2第2項に基づき、芸術研究院の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(目的)

第2条 芸術研究院は、教員を芸術研究院に所属させ、教員人事を一元的、計画的かつ柔軟に行い、及び伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進するため、それぞれの専門性を超えた教育研究の活性化を図ることを目的とする。

(教員の定義)

第3条 教員とは、東京藝術大学教員の採用等に関する規則第2条第1号に規定する「大学教員（保健管理センター及び芸術情報センターの大学教員は除く。）」をいう。

2 教育研究組織とは、美術学部、大学院美術研究科、音楽学部、大学院音楽研究科、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、大学美術館、演奏芸術センター、社会連携センター、未来創造継承センター及び言語・音声トレーニングセンターをいう。

(組織)

第4条 芸術研究院に、次の学系及び領域を置く。

芸術表現学系	純粋美術表現領域
	総合美術表現領域
	音楽表現領域
	映像制作領域
	映像技術領域
芸術理論学系	美術理論領域
	音楽理論領域
	アートプロデュース領域
芸術資源学系	文化財保存修復領域
	芸術継承領域

(教員の所属等)

第5条 教員は、いずれかの領域に所属し、各教員の専門性に応じて教育研究組織に配属され、当該教育研究組織の教育、研究及び運営を行わなければならない。

(芸術研究院長)

第6条 芸術研究院に、芸術研究院長を置き、学長をもって充てる。

2 芸術研究院長は、芸術研究院の運営等を総括する。

(芸術研究院運営会議)

第7条 芸術研究院に、芸術研究院運営会議を置く。

2 芸術研究院運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(領域長及び領域会議)

第8条 各領域に、領域長及び領域会議を置く。

2 領域長は、当該領域会議の推薦を参考として、学長が指名する者をもって充てる。

3 領域長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、領域長が欠けたときの後任の領域長の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 領域会議は、当該領域に所属する者を構成員とし、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 分野間連携による学際的研究等に関すること。

(2) 領域長の推薦に関すること。

(3) その他教育研究に係る分野間連携に関すること。

2 領域会議の議長は、領域長をもって充てる。

3 領域会議の庶務は、議案に応じ事務局各課又は事務部において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、芸術研究院に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に東京藝術大学教員である者のうち施行日に在職する大学教員（保健管理センターの大学教員を除く。）は、施行日において第4条に規定する領域に所属換するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月15日から施行する。